

令和7年4月25日

船員法等関係法令違反船舶所有者の公表について

国土交通省では、船員の労働条件・労働環境の適正な整備及び船舶の航海の安全の確保等を図るため、船員法等の関係法令^{*}に違反した船舶所有者に対し、災害等の防止や注意喚起及び法令の遵守並びに航海の安全の確保等に対する警鐘とすることを目的として、四半期ごとに公表を行っています。

令和6年度第4／四半期において、九州運輸局管内で、船員法等関係法令の違反に関する累積ポイントが一定以上に達した船舶所有者があったため、別紙のとおり、九州運輸局のホームページへ掲載し、公表を行います。

1. 公表の対象

船員法等関係法令に違反し、累積ポイント（ポイント継続期間は最長2年間）が120ポイント以上となった船員法上の船舶所有者 等

2. 公表期間

令和7年4月25日（金）から6か月間

（掲載期間経過後、別紙資料はホームページ上から削除いたします。）

※船員法等関係法令

船員法、労働基準法、賃金の支払の確保等に関する法律、船員災害防止活動の促進に関する法律、最低賃金法

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 海上安全環境部

運航労務監理官

担当：小島、麻生

電話 092-472-3181



九州運輸局

(別紙)

船員法等関係法令違反船舶所有者(令和6年度第4／四半期(令和7年1月～3月分))

| 公表年月日 | 船名 | 船種 又は 業種 | 船舶所有者名 | 所在地 | 処分を行った日 又は公表ポイント となった日 | 行政処分を行 った主な理由 | 行政処分内容等 (条項等) | 備考 |
|-----------|---------------|----------------|-------------------------------------|------------|------------------------------|---|---|----|
| 令和7年4月25日 | フェリーたい しゅう | 貨物フェリー | 対州海運株式会社 (法人番号 2290001008581) | 福岡県 福岡市 | 令和7年1月30日 | 操練の未実施、 航海の安全の確 保等の違反事実 を確認したため。 | 戒告 (船員法第 14 条 の 3 第 2 項、第 14 条の 4 等) | |
| | 第八十八福 徳丸 | 漁船 | 有限会社福德水産 (法人番号 6350002017175) | 宮崎県 日南市 | 令和7年2月7日 | 操練の未実施、 航海の安全の確 保等の違反事実 を確認したため。 | 戒告 (船員法第 14 条 の 3 第 2 項、第 14 条の 4 等) | |

※公表理由: 船員法等の違反に対する累積ポイントが 120 ポイント以上となったため。

なお、各違反に対する個別のポイントは公表していません。